

「賑民圃碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
川越〇四	賑民圃碑	田中三興	戸井田廣	田中三興

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
—	一八六五・元治二	笠幡	個人宅	

一. はじめに

本石碑は、笠幡の名家発智家二十四代当主の正兵衛家正（光正）が、祖父慶治郎規正が行った賑民事業を顕彰するために立てたものである。

■写真

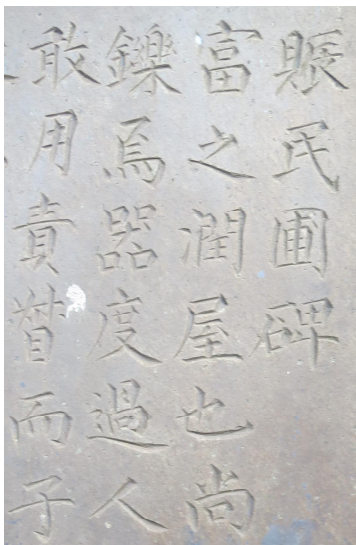
○写真1 石碑正面



○写真2 題額



○写真3 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

(正面)

◎ 題額 (楷書体)

賑民圃碑

◎ 碑記 (楷書体)

賑民圃碑 川越戸井田廣撰 河嶋中三興書并題額

富之潤屋也尚矣有以富成德者而發智氏家正之祖規正九十猶瞿鑠焉器度過人富倍其先家正仕之甚謹曾謂人家不可無耆老也不敢用責督而子孫不得怠惰六七年之事不求於簿書而記憶之然衣非帛不暖食非肉不飽至于富者則可也貧者何以給之乎吾鄉貧民多矣四世祖深憂之以金若干貸鄉人每歲臘月以其息均分之名社倉金鄉人悅服天保中其事竟廢矣先大人有意于再興不幸而早沒故不之果也余不肖承祖父業而田園無故年穀屢登一家衣食自有贏餘於是請祖父而於宅西南百步之外畫一町之地名曰賑民之圃使鄉內貧民更耰之上以繼先人之志下以賑貧民耆老以此圃永為家產之外而恐子孫或不繼請廣記其事建石其傍廣曰美哉事也不敢為名不敢為利老其老及人之老恤人之貧割己之田非性質出於人者而其誰能之夫金帛物也有火盜之恐今換社倉之金以賑民之圃火不飢燒盜不能棄以傳不朽非富之成德者而何耶為後之子孫者觀此圃誦此碑肅然起孝誰有不繼子之志者乎且此舉遠合先哲之意則天地鬼神為其保護固不容疑也矣於是乎記

元治二年乙丑正月

發地家正建石

* 異体字

○ 督 督。

○ 歲 歲。

○ 能 能。

○ 棄 奪。

■ 訳注

◎ 題額

賑民圃碑

◎ 碑記

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

賑民圃碑

川越戸井田廣撰。

河嶋中三興書并題額。

富之潤屋也尚矣。

有以富成德者。

而發智氏家正之祖規正、九十猶瞿鑠焉。

器度過人、富倍其先。

家正仕之甚謹。

曾謂、

人家不可無耆老也。

不敢用責督、而子孫不得怠惰。

六七十年之事、不求於簿書而記憶之。

然衣非帛不暖、食非肉不飽。

至于富者則可也。貧者何以給之乎。

吾鄉貧民多矣。

四世祖、深憂之、以金若干貸鄉人。

每歲臘月、以其息均分之、名社倉金。

鄉人悅服。

天保中、其事竟廢矣。

先大人有意于再興、不幸而早沒。

故不之果也。

余不肖、承祖父業、而田園無故、年穀屢登、一家衣食自有贏餘。

於是、請祖父而於宅西南百步之外、畫一町之地、名曰賑民之圃。

使鄉內貧民更糴之。

上以繼先人之志、下以賑貧民。

耆老以此圃永爲家產之外、而恐予孫或不繼、

請廣記其事、建石其傍。

廣曰、美哉事也。

不敢爲名、不敢爲利。

老其老、及人之老。

恤人之貧、割己之田。

非性質出於人者、而其誰能之。

夫金帛物也。有火盜之恐。

今換社倉之金、以賑民之圃。

火不能燒、盜不能奪。

以傳不朽。

非富之成德者而何耶。

爲後之子孫者、觀此圃誦此碑、肅然起孝、誰有不繼子之志者乎。
且此舉、遠合先哲之意、則天地鬼神爲其保護、固不容疑也矣。

於是乎記。

元治二年乙丑正月

發地家正建石

●訓詁

賑民圃の碑

川越戸井田廣撰す。

河嶋中三興書並びに題額。

富の屋を潤すや尚^{ひさ}し。

富を以て徳を成す者有り。

而して發智氏家正の祖規正は、九十にして猶ほ瞿^{かくしやく}鑠たり。

器度は人に過ぎ、富は其の先に倍す。

家正、之に仕ふること甚だ謹しむ。

曾て謂ふ、

人の家に耆老無かるべからざるなり。

敢へて責督を用ひずして、子孫怠惰なるを得ず、と。

六七十年の事は、簿書に求めずして之を記憶す。

然りして衣は帛に非ざれば暖とせず、食は肉に非ざれば飽かず。

富める者に至りては則ち可なり。貧しき者は何を以て之に給せんや。

吾が郷、貧民多し。

四世の祖、深く之を憂ひ、金若干を以て郷人に貸す。

毎歲臘月、其の息を以て均しく之を分つ。社倉金と名す。

郷人悦服す。

天保中、其事竟^{つひ}に廢せり。

先大人、再興するに意有るも、不幸にして早^{つと}に没す。故に之を果たさざるなり。

余不肖、祖父の業を承く。田園故無ければ、年穀屢々^{しばしば}登り、一家の衣食自^{おのずか}ら贏餘有り。

是において、祖父に請ひて宅の西南百歩の外において、一町の地を畫し、名して賑民の圃と曰ふ。

郷内の貧民をして更に之を纓せしむ。

上は以て先人の志を繼ぎ、下は以て貧民を賑^{すく}ふ。

耆老、此の圃を以て永く家産の外となすも、而も子孫の或ひは繼がざるを恐る。

廣に其の事を記するを請ひて、石を其の傍らに建てんとす。

廣曰く、美なるかな事や。

敢へて名のためならず、敢へて利のためならず。

其の老を老として、人の老に及ぶ。
人の貧を恤^{すく}ひて、己の田を割く。

性質の人に出づる者に非ざれば、其れ誰か之を能くせん。

夫れ金帛は物なり。火盜の恐れ有り。

今社倉の金を換ふるに、賑民の圃を以てす。

火も焼く能はず、盜も奪ふ能はず。

以て不朽に傳ふ。

富の徳を成す者に非ずして何ぞや。

後の子孫たる者、此の圃を觀、此碑を誦すれば、肅然として孝起こらん。誰か子の志を繼がざる者有らんや。

且つ此の擧は、遠く先哲の意に合へば、則ち天地鬼神も其の保護をなすこと、固より疑ひを容れざるなり。

是においてか記す。

元治二年乙丑正月、

發地家正、石を建つ。

●人物

○戸井田廣 文化九（一八一二）年から明治二十五（一八八八）年。諱は広業だが、ここでは中国風に、漢字一文字の廣と書している。通称は真太郎、号の戸井田研斎で知られる。越後高田藩士の長男として生まれたが、学問を志して江戸へ出て井部香山に師事。学成ったのち、弘化元（一八四四）年に川越藩大和松平家に儒官として召し抱えられる。藩校に出校するかたわら藩主やその子弟の教授にもあたった。慶応三（一八六七）年、松平氏が前橋に移封になると、武州松山陣屋の教官となり、武蔵に留まる。明治二年に前橋に移り住み、いったん東京へ出たこともあったが、晩年は前橋で閑居した。

○中三興 田中三興（文政三（一八二〇）年から明治十六（一八八三）年）。比企郡三保ヶ谷宿（現川島町中央部）の人。山左衛門と称し、のち次平と改めた。号は質庵で、三興は字。家は代々名主をつとめ、祖父次郎右衛門は治水に功績があった。三興は若くして江戸へ出て市川米庵の塾生を三年間つとめ、家に帰って私塾を開いた。弘化三（一八四六）年には、中山村（現川島町）が大洪水に襲われたのを受けて、郡奉行安井政章による川島大囲堤築堤事業が挙行されるが、田中はこれに力があり、賞された。明治維新後は教育の重要性を説き、明治三年には河島書堂を開設して子弟の教育にあたる。同十二年の埼玉県議会開設にあたっては県会議員となった（十三年まで）。ここで田中姓を「中」漢字一文字で表記しているのは、中国風の姓に倣ったもの。「与謝蕪村」を「謝蕪邨」とする類い。

●注

○賑民 賑は賑に通じる。救う。賑民・賑民で、人民を救い恵む。「周易」蟲卦象伝に「君子以振民育德（君子はこの卦に基づいて、貨財によつて人民を救済し、自らの徳を育む）」とある。

○圃 日本語では田圃だが、漢籍では耕作地全般。

○富之潤屋 「礼記」大学篇に「富潤屋、徳潤身（富が家屋に潤いを与えるように、徳は体に潤いを与える）」とある。

○成徳 「周易」 乾卦文言伝に「君子以成徳爲行（君子は徳を成し遂げることをもって行動の基準とする）」とある。

○瞿鑠 瞿鑠に同じだろう。勇健、壮健なさま。「後漢書」馬援伝に「帝笑曰、瞿鑠哉是翁也（光武帝は馬援に対し、笑いながら言った。「なんと壮健なことか、この翁は）」とある。

○器度 度量。

○人家 家。「興人家」は、家を興して盛んにすること。

○耆老 老人。年老いて徳の高い者。

○責督 せめただす。

○簿書 記録する帳簿や文書。

○衣非帛不暖食非肉不飽 「礼記」内則篇に「凡養老、……五十始衰、六十非肉不飽、七十非帛不暖（養老の礼、……五十歳になると衰え始め、六十歳では（消化がよく栄養がよい）肉がなければ食事が十分ではなく、七十歳では暖かい絹織物の衣服ではなければ暖を保つことができない）」とある（「礼記」王制篇にも同じ文がある）。「礼記」の時代には綿はまだなかったので、麻の衣服よりも絹織物の衣服の方が暖かった。

○四世祖 十九代宅右衛門規義か。

○臘月 陰暦十二月。

○息 利息。

○均分之 利息分を「均等に配分した」のではなく、「支払った利息額に応じて公平に配分した」のだろう。

○社倉金 社倉は、飢饉に備えて、穀物を貯蔵しておく制度。收穫期に石高に応じて穀物を納め、緊急時にはそこから支給した。平時には農民に貸し付けた。ここでは金を村人に貸し付け、年末に利息共々回収し、その利息分を借主の村人たちに還付したのであろう。

○其事竟廢 天保年間は庄官は規正であった。しかし、天保二年に笠幡が秋元侯の領地となると、規正は高麗郡の頭取となったり、村組合の大惣代として広域の地域のまとめ役をまかされたりするなど自分の村落以外の責任ある仕事を担うようになっていた。また同十三年に再び川越藩領となっても、翌年には將軍家の日光参拝の支援を担当するなど、経済的な負担も増加していた。社倉金制度の廃止もあるいはこうした規正をめぐる厳しい状況の中で執られたのかもしれない。

○先大人 亡父。二十三代宅右衛門孝正。弘化二年に規正から家督を譲り受け庄官となった。しかし、文久二年、父の規正に先立って早逝した。

○無故 事故や災難がない。

○年穀屢登 「礼記」曲礼下篇に「歳凶、年穀不登（凶年で、穀物が実らない）」とある。

屢は、常に、何度も、よく。登は成、穀物が実ること。

○贏餘 有り余ること。

○百歩 歩は六尺（日本では約二^咫）。百歩で二百^歩。

○一町 約一^町。

○更 さらに。自分の担当の小作地以外に、加えて耕地を与えられたことを言うのだろう。

○耰 種を蒔いて土をならす。耕作すること。担当以外の小作地を得、そこからも収益が得られるようにしたのであろう。

○耆老 ここでは家正の祖父である規正を指す。

○老其老、及人之老 「孟子」梁惠王上篇に「老吾老、以及人之老。幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌（自分の老いた父母を敬い養うのと同じように他人の老いた父母を敬い養う、自分の幼い子弟を慈しみ養育するのと同じように他人の幼い子弟も慈しみ養育する、そうすれば広い天下も掌の上で転がすように容易に治められる）」とある。

○恤人之貧 恤貧は、貧しい者をあわれみめぐむこと。具体的に金銭などを貸与すること、当座の貧困を救い、民に余裕ができたときに返却してもらう。

○性質 性の質。生まれつき、本来の気質。

○金帛 黄金と絹織物。金品。物質的な財産。

○火盜之恐 火災や盗難による損壊。

○肅然 つつしみ、かしこまるさま。

○子之志 この「子」は尊称で、規正や家正を指すだろう。

○先哲 古の賢者。恤民政策を説いた孟子などを指すだろう。

●口語訳

【題】

賑民圍碑

【記事】

川越の戸井田廣が撰述した。

河嶋の（田）中三興が書し、并せて題額した。

【富と徳】

富が家屋に潤いを与えることは、聖賢の教えにあるように昔から言われてきたことだ。

しかし（徳によって、身を潤すというが）、その一方、富によって徳を成しとげるものがある。

【発智規正翁】

発智家正君の祖父規正翁は、九十にしてなお瞿鑠とし壮健である。

その広い度量は他の人々を遙かに超えており、しかも保有する富は先祖のものを倍にふやしたのである。

【家正君の老翁への態度】

家正君はその翁にお仕えすること、とてもつつしみ深かった。

そして、以前こう言ったことがある、

「人の家には、年老いて徳の高い人がいるべきだ。子孫たちは、決して責めただされていくわけではないのだが、その老翁を意識すれば、自ずと襟を正し、怠惰であることなどできなくなるのだから」と。

【発智家の貧民対策】

家正君は、この間六七十年の事柄については、帳簿をめくるまでも無くすべて記憶している。

（そして、考えた）聖典の教えでは、特に老人には、衣服は絹織物のものが暖かくてよく、食物は肉類であれば、おなかがくちくちくなつて満足できる、という。

しかし、富裕なものであればそれができるだろうが、貧しいものにはどうやって肉や絹織物を供給することができるだろうか。そしてわが笠幡等の村々には貧しい民が多いのだ。そこで四世の祖である規義さまは、このことを深く憂い、金銭の再配分の方法を考えた。

すなわち、先ず金若干を村人に貸与する（これにより村人は当座の生活を送ることができた）。そして毎年、収穫を終え、金銭の余裕ができた十二月になって、借金を利息ともども回収する。しかし利息分については発智家が受納せず、借金をした村人たちに公平に還付した。これを「社倉金」と命名した。村人たちはこの制度によって生き延びることができて、とても喜んだ。

しかし、天保年間になると、この事業は廃止となった。

亡父の孝正はこれを再興したいと思っていたが、不幸なことに早逝してしまった。そこでこの意図は果たされなかった。

【家正創案の賑民圃】

私家正は、愚か者ではありませんが、祖父規正から家業を受け継ぎました。

田畑において、何か特別の事故や災難がないならば、毎年穀物はよく実り、私達一家も衣食に困ること無く余裕のある生活を送ることができているではないか、と。

そこで、家正君は、祖父の規正にお願いして、発智家の田宅の西南二百畧あまりの場所に、一畝程度の耕地を区切り、「民を救う耕地」と名付けた。そして村内の貧農には、担当の小作地に加えてこの耕地を耕作させて、担当以外の臨時的な収益を得られるようにした。

この事業は、上に遡っては、「民を救いたい」という四祖や亡父の志を継承する「孝」のものであり、下にくだっては貧民を救済するという「慈」のものである。

【石碑を作るという規正翁の深慮】

規正翁は、この耕地を永遠に家産の外のものと位置づけたが、あるいは子孫たちがこの考え方や事業を継承しなくなるのではないかと危ぶんだ。

そこで翁は、わたくし戸井田廣にこの間の事情を文章として書き記すことを依頼してきた。それを石碑に刻んで「賑民圃」の傍らに立てて残そうというのである。

【賑民圃のすばらしさ（一）無私性・利他性】

わたくし廣は考えた、なんとすばらしい事業ではないか。

決して自分の名誉のためではなく、また決して自分の利益のためでもない。

自分の老親を敬い養うように他人の老親も敬い養う。

他人の貧困をあわれみ恵むのに、自分の田畑を割いて貸与する。

このようなことは、生まれつきの氣質が普通の人々から抜きん出ているものでなければ、とうていできないことである。

【賑民圃のすばらしさ（二）永続性】

また、そもそも金品は物質的財産である。そうであれば、常に火災による焼失や盗難の恐れにさらされている。

ところが、翁は、社倉金という制度に代えて、民を救い恵む「田地の貸与」という仕組みをあてられた。

田地は火災でも焼くことはできず、盗賊も奪うことはできない。

それでいて、永遠に伝えることができる。

これこそ、「富が徳を成した」ものに他ならないといえよう。

【賑民圃碑の有用性】

後の子孫たちが、この「賑民の圃」を実見し、またその経緯を記したこの「賑民圃の碑」

を読んだならば、先祖の素晴らしい仕業に感動して、自ずとつしみをこまり、「孝」の心が起こってくるだろう。そしてすべての子孫が、あなたがたの志を必ず継承することだろう。

【天地鬼神の扶助】

加えてこの事業は、遙か遠い、孟子など古代の先哲達の意思に合致するものであるので、この事業、ひいては発智家に対し、天地鬼神が保護・加護されることは、全く疑いを容れないことである。
ここに記述する。

【記事】

元治二年乙丑の歳正月、發地家正が石碑を建てた。

三、資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年)卷一八二 高麗郡之七

◎笠幡村

○舊家者啓次郎*

「発智を氏とす、先祖は六郎次郎と稱して、永正の頃より代々この村の里正たり、古器舊記等も傳へしに、文化中火災にかゝりて烏有となれり」

*時代からしてこの「啓次郎」は、慶治郎規正のこと。

四、主な参考資料

①翻刻

・なし。

②論文など

・渡邊刀水「戸井田研斎」『埼玉史談』(二ノ四、一九三二)、『渡辺刀水集』四(青裳堂書店、一九八九)所収。

・鈴木誠一『川島郷土史』(川島村郷土研究会、一九五六)。

③関連碑文

- ・「五福具備記」の碑(「川越〇一」)
- ・「発智孝正の墓碑」(「川越〇二」)
- ・「発智長義の墓碑」(「川越〇三」)
- ・「発智家正の墓碑」(「川越〇五」)
- ・入間高倉寺「永代常夜灯」(「入間〇一」)

*本稿作成にあたり発智金一郎氏より、資料と情報の提供を受けた。記して謝としたい。

以上

二〇二四年六月 薄井俊二訳す